

搾汁ジューサー事件判決について 均等侵害が認められた事例の検討

知的財産事例研究会
弁護士 池下 利男

東京地裁平成28年6月23日判決
(平成27年(ワ)第6812号)

第1 事案の概要

1 原告は、スロージューサー（低速回転するスクリーによって食材を圧搾することを特徴とする搾汁ジューサー）の販売等を目的とする株式会社である。原告は、韓国法人である株式会社ヒューロムの100%子会社であり、株式会社ヒューロムが製造するスロージューサーを日本に輸入して販売しているものである。

被告は、電化製品の販売等を目的とする株式会社である。

原告は、発明の名称を「搾汁ジューサー」とする特許権（特許登録番号第4580408号、出願日平成19年6月4日、登録日平成22年9月3日。以下「本件特許権」という。）について、平成25年8月25日に独占的通常実施権の許諾を受けたと主張し、平成26年12月3日に専用実施権の設定登録を受けている。

本件は、原告が被告に対し、被告による被告製品のスロージューサー（以下「被告製品」という。）の販売等が、原告が独占的通常実施権及び専用実施権を有する特許権の侵害に当たる旨主張して、被告製品の販売等の差止め及び廃棄を求め、民法709条及び特許法102条2項に基づき損害賠償を求めた事案である。

2 本件の争点は、文言侵害の成否、均等侵害の成否、原告の損害額であるが、紙幅の関係上文言侵害及び均等侵害の点について論じることとする。

第2 本件特許発明と被告製品の構成

1 本件発明の構成要件の分説

本件特許権の請求項1を構成要件に分説すると以下のとおりである。

A 上部一側に投入口が貫通形成され、内部中央に回転軸孔が形成される蓋と、

B 前記蓋の下部に設けられ、底部には案内段が形成され、外部下端部には滓排出口と汁排出